

# 大使館便り

第260号 令和6年11月8日  
在ポルトガル日本国大使館

## 1. 在ポルトガル日本国大使館事務所の移転について

当大使館は、Rua Ramalho Ortigão 51, 6º andar（注：ANACOM のビル内）に移転しました。

## 2. 政治・経済関係

### (1) 世論調査の発表

10月9日、Aximage 社は政党支持に関する世論調査結果を発表しました。世論調査の結果、与党の民主同盟（AD）が32.1%を獲得し首位となり、野党の社会党（PS）は支持率28.6%で2番手となりました。野党第2党のシェーガ党（CH）は15.1%となりました。議会の傾向としては、前回同様、右派政党の支持率が左派政党を上回ります。最新の世論調査の結果は以下のとおりです。

政党名	支持率
民主同盟（AD）*	32.1%
社会党（PS）	28.6%
シェーガ党（CH）	15.1%
リベラル主導党（IL）	6.3%
左翼連合（BE）	5.5%
自由党（L）	3.5%
統一民主同盟（CDU）**	3.0%
人と自然と動物の党（PAN）	2.3%

\*社会民主党（PSD）と民衆党（CDS-PP）の連合

\*\*ポルトガル共産党（PCP）・緑の党（PEV）の連合

### (2) 予算法案の共和国議会への提出

10月10日、2025年度の予算法案が共和国議会に提出されました。同予法案は、ジョアキン・サルメント財務大臣によって発表されました。同案では、2024年の経済成長率見通しは1.8%であるとし、2025年度は2.1%になると予想されています。その他の2024年のマクロ経済指標予測に関しては、財政黒字は対GDP比0.6%、公的債務残高が95.9%（GDP比）でした。

2025年度予法案では、歳入の増加を見込んでおり、特に所得税（IRS）及び法人税

( I R C ) からの税収が増加すると予想されます。また、同予算案では、注力分野として特に、若者、家族、企業が具体的な施策と共に記載されています。

### **(3) 東ティモール首相のポルトガル訪問**

10月14日、シャナナ・グスマン東ティモール首相がリスボンを訪問し、ルイス・モンテネグロ首相と会談を行いました。同会談では、4年間で総額7,500万ユーロ相当の協力計画及びインフラ分野に関する協定を含む3協定の調印が実施されました。会談後、両首相は共同記者会見を開き、モンテネグロ首相は「東ティモールの、近代的で効率的な国家建設を支援するため、今後4年間で7,500万ユーロの資金援助を開始する協定に署名した」と述べました。同首相は、東ティモールの世界貿易機関(WTO)への加盟及び東南アジア諸国連合(ASEAN)加盟プロセスが順調に進んでいることを祝福し、東ティモールがポルトガルにとってASEAN諸国へのゲートウェイとなり得ると述べました。グスマン首相は、同会談について、3つの協定の調印は「両国民を結びつける愛情と連帯の更なる証」と述べました。

### **(4) ポルトガル・スペイン首脳会談の開催**

10月23日、南部ファロにて、第35回ポルトガル・スペイン首脳会談が開催されました。同首脳会合では、水資源管理に関する協定を含む計11の協定が調印されました。会談後の共同記者会見でルイス・モンテネグロ首相は「この首脳会合は、二国間の文脈また欧州内・多国間双方の文脈における我々の関係の強さ、及び素晴らしい関係性を象徴するものである」と述べました。また、水資源分野に加え、モビリティ、エネルギー協力、EUに関する意見交換も行われました。最後に、モンテネグロ首相は、今回の首脳会談がポルトガルの民主主義への移行から50年であり、両国政府間の定期会談が始まってから約40年である点を紹介し、締めくくりました。

## **3. 広報・文化関係**

### **(報告)**

#### **そば打ちデモンストレーション及び試食会の開催**

10月30日、日本大使公邸において、2024年福井手打ち蕎麦愛好会の皆様をお招きし、そば打ちのデモンストレーション及び試食会を開催しました。日本の蕎麦は長い歴史を有し、庶民に愛される日本食のひとつですが、ポルトガルでは、そば打ちを目にする機会や、打ち立ての蕎麦を食べる機会はあまり多くないため、多くの参加者が興味深くデモンストレーションを見学しました。参加者には打ち立ての蕎麦を召し上がって頂き、好評を博しました。

## (イベント)

### (1) 公邸料理人による和食等を紹介する料理番組の動画配信

佐藤公邸料理人によるポルトガルで手に入る食材等を使った日本料理や、和風にアレンジしたポルトガル料理等の作り方を紹介する動画の第二回及び第三回の配信を開始しました。各ご家庭の献立等の参考にしてください。

第二回 (豚汁の作り方)

リンク : <https://youtu.be/LxVuMznmIsw?si=9RKX111ke-nIG7J2>



第三回 (出汁の取り方)

リンク : <https://youtu.be/JCFdeiUt8F8?si=UAvK9dY1McIuov8C>



### (2) 外交団バザーへの当館の参加

在ポルトガル日本国大使館は11月8、9日に Centro de Congressos de Lisboa にて行われるポルトガル外務省後援外交団バザーに参加します。会場内での食べ物・物品販売で得られた利益が慈善団体に寄付されるチャリティイベントです。入場料は2ユーロです。詳細は下記をご確認ください。

外交官家族支援協会ホームページ : <https://afdp.blog/>



### (3) カーザ・アジアにおける日本文化イベント

カーザ・アジア美術館 (Largo Trindade Coelho 22, 1200-365 Lisboa) では、11月から日本の文化イベントが開催されます。イベントは以下のとおりです (いずれも入場無料、要事前申込)。各プログラムの詳細は以下のリンク先を御覧下さい。

#### 【11月】

14日 (木) 18時 日本映画『相撲道～サムライを継ぐ者たち～』 (坂田英二監督、2020) 上映

21日 (木) 18時 日本映画『雲のむこう、約束の場所』 (新海誠監督、2004) 上映

29日 (金) 18時 日本語ワークショップ Travel to Japan!

30日 (土) 15時 影絵 TENSHO・天正遣欧使節団の旅

#### 【12月】

3日 (火) 9時～17時 長崎地方の潜伏キリシタン関連遺産に関する講演会

5日 (木) 18時 日本映画『あのこは貴族』 (岨手由貴子監督、2021) 上映

12日 (木) 18時 講演会「動く絵画：桃山・江戸時代の日本屏風を考察する」

<https://scml.pt/media/noticias/casa-asia-colecao-francisco-capelo-dedica-programa-cultural-ao-japao/>

予約・問い合わせ：[ca.cfc@scml.pt](mailto:ca.cfc@scml.pt) 213235250/ 213235401



#### (4) 第7回日本語弁論大会の開催

11月9日（土）、ポルトガル日本語教師会の主催による第7回日本語弁論大会が、以下のとおり開催されますので、是非御参加下さい。

<https://linguajaponesaemportugal.jimdofree.com/>

[https://www.facebook.com/concursodeoratoriaemlinguajaponesa/?locale=pt\\_BR](https://www.facebook.com/concursodeoratoriaemlinguajaponesa/?locale=pt_BR)

- ・日時：11月9日（土） 14時～
- ・会場：ポルトガル・カトリック大学 Universidade Católica Portuguesa  
Palma de Cima,1649-023 Lisboa, Portugal
- ・入場料：無料



#### (5) 創作パフォーマンス IRRAR

以下のとおり、ポルトガルの詩人 Salette Tavares の作品をもとに、子供たちと作った詩を手話、ダンス、歌、マリオネット等をミックスして国籍の異なる5人が作り上げた創作パフォーマンスを上映予定です（入場無料）。詳細はリンク先を御覧下さい。

日時：11月24日（日）16時（上映時間40分）

場所：APPELTON アップルトン (R. Acácio de Paiva 27 R/C, 1700-004 Lisboa)

対象年齢：4歳から大人まで

上演言語：ポルトガル語



## (6) 日本語漢字能力検定の実施

日本漢字能力検定協会主催の「日本語漢字能力検定」が以下の要項で実施されます。詳細については下記までお問い合わせ下さい。

検定実施日時：2025年 1月25日（土曜日） 13：30

会場：ドンペドロ校（リスボン日本語補習授業校）

住所：Estrada das Laranjeiras 122, 1600-136 Lisboa, Portugal

出願受付期間：2024年 12月8日（火）まで

検定級：2級～10級

お申込み：リスボン補習授業校のサイト

<https://lisbon-jschool.wixsite.com/lisbon-jschool>

※お申込みの際には、氏名（姓・名）、カタカナフリガナ（姓・名）、受験級、生年月日（西暦）が必要です。

お問い合わせ：lisbon.japanese.school@gmail.com

## (7) 国立アズレージョ美術館における日本人アーティストによる作品の展示

日本人アーティスト（清洲理子さん）による二作品が、以下のとおり、国立アズレージョ美術館におけるグループ展「175 Years of Azulejo at Viúva Lamego」で展示される予定です。詳細は、下記をご参照ください。

- ・日時：10月3日（木）～12月31日（火）
- ・会場：Museu Nacional do Azulejo
- ・住所：Rua Madre de Deus, 4 1900-312 Lisboa
- ・お問い合わせ：geral.mnazulejo@museusemonumentos.pt
- ・URL：www.museudoazulejo.pt

## (8) Festival LEFFEST 2024 の開催

下記日程で、標記映画祭が開催されます。本映画祭では、五十嵐公平監督の「SUPER HAPPY FOREVER」も上映される予定です。

- ・日時：11月8日（金）～17日（日）
  - ※「SUPER HAPPY FOREVER」の上映は、
    - 11月14日（木）（Cinema São Jorge）及び
    - 11月16日（土）（Cinema Medeia Nimas）
- ・入場料：6ユーロ
- ・URL：<https://leffest.com/>
- ・お問い合わせ：[info@leffest.com](mailto:info@leffest.com)



## (お知らせ)

今後、当館主（共）催による日本関連イベント開催に当たり、大使館便りに加えてEメールによる招待状やイベント情報の送付を希望される方は、[cultural@lb.mofa.go.jp](mailto:cultural@lb.mofa.go.jp) まで御連絡ください。

## 4. 領事関係

### (1) マイナンバーカード申請・交付業務の開始

5月27日から、国外転出後もマイナンバーカードを継続して利用できることになりました。また、現在マイナンバーカードを持っていない国外在住者（2015年10月5日以降に国外転出をしている方に限る。）も国外転出向けマイナンバーカードを領事窓口で申請することが可能になりました。各種申請・手続きについては、当館 [HP](#)（領事情報から「マイナンバーカード」のリンク）を御参照ください。

## (2) 新事務所での領事窓口の御案内

3月16～17日、在ポルトガル日本大使館は新事務所（Rua Ramalho Ortigão 51、ANACOMビルの6階。）へ移転し、領事窓口は、3月21日より新事務所にて業務を開始しています。領事班の連絡先及び窓口時間に変更はございません。移転直後で窓口が混み合っていますので、早めの予約をお勧めします。新住所の地図等、詳細は当館HPを御覧ください。[https://www.pt.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/annai\\_index.html](https://www.pt.emb-japan.go.jp/itpr_ja/annai_index.html)

## (3) 一部証明書のオンライン申請及びクレジットカード等によるオンライン決済の開始

1月29日から、各種証明（一部を除く）のオンライン申請及びこれらの手数料のクレジットカード（デビットカード含む、以下同様。）によるオンライン決済が可能となりました。これまでは、平日の昼間に窓口に来館されて申請を行っていただく必要がございましたが、これからは、夜間、休日問わずオンラインで申請いただけますので、是非ご利用ください。

詳細は、当館HPを御覧ください。

[https://www.pt.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00949.html](https://www.pt.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00949.html)

## (4) 日本入国に際する畜産物や植物の持ち込みについて

詳細は以下のリンク（農林水産省）を御確認ください。

（動物検疫）<http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/aq2.html>

（植物防疫）<https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/keikouhin.html>

また、農林水産省は、植物の病虫害及び家畜の伝染性疾病の国内への侵入防止に注力するため下記の案内を掲載していますので、御確認ください。

○植物防疫所ウェブサイト

「よくあるご質問（海外からの持ち込み編）」

<https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/oversea/faq/index.html>

「植物にも検疫が必要です（旅行者（携行品）」

<https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/keikouhin.html>

「海外から野菜や果物を持ち込む際の規制」

<https://www.maff.go.jp/pps/j/search/ikuni/index.html>

○動物検疫に係るウェブサイト

動画「海外からの家畜伝染病を防げ！」

（15 秒版）<https://youtu.be/o5NWjzQpFpA>

（30 秒版）<https://youtu.be/9fMloJkOkBo>

「輸入動物検疫等に係るよくあるお問い合わせ」

[https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku\\_yobo/FAQ.html](https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/FAQ.html)

「家畜の伝染性疾病の侵入を防止するために～海外へ旅行される方へのお願い～」  
<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/mizugiwa.html>

「肉製品などのおみやげについて（持ち込み）」

<https://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/aq2.html>

#### **(5) 海外に住んでいても国政選挙への投票は可能です。**

ア 遠隔地にお住まいの方等一定の条件を満たす方には、在外選挙人登録申請の際、本人出頭を免除する特例措置も採用しています。御希望の方は事前に当館まで御相談ください。

イ 在外選挙人証交付の迅速化の取組について

7月19日から、公職選挙法施行令の一部改正による、在外選挙人証の交付に要する期間を大幅に短縮するための取組が始まっています。

従来、在外選挙人証は、市区町村選挙管理委員会が発行し、外務本省を経由して在外公館に送付していました。これが、7月19日以降は、市区町村選挙管理委員会から在外公館にメールでデータを送付し、在外公館で書面に出力し、申請者に交付する方式に変更されています。

この取組により、在外投票の際に必要な在外選挙人証の申請から交付までの時間が大幅に短縮されることとなり、在留邦人の皆様の利便性の向上につながっています。

この機会に、在外選挙人証の申請を是非御検討ください。

詳細は下記（外務省ホームページ）を御覧ください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow2.html>

申請にかかるお問い合わせ先

在ポルトガル大使館（領事班）

連絡先: [consular@lb.mofa.go.jp](mailto:consular@lb.mofa.go.jp)

#### **(6) 旅券（パスポート）の電子申請**

2023年3月27日から、旅券の発給申請手続が一部オンライン化されています。詳しくは以下のリンク先を御覧ください。

[https://www.pt.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00830.html](https://www.pt.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00830.html)

#### **(7) 「在留届」に関するお願い**

「在留届」は、旅券法において、日本国外に住所または居所を定めて3か月以上滞在される日本国籍者を対象にその提出が義務付けられています。届け出は以下のサイトからお願いします。<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

また、ポルトガルからの転出及び帰国の際には、「帰国・転出届」の御提出も上記リンクから手続きくださいますよう、お願いします。

#### (8) 第三国に出国の際の「たびレジ」登録のお願い

御登録はこちらから→ <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

#### (9) 日本における消費税免税制度

2023年4月1日から、以下の要件を満たす方は免税購入対象者となります。在留証明の申請についてはこちらを御確認ください。→ ([https://www.pt.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/00\\_000098.html](https://www.pt.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000098.html)) (観光庁 HP からの一部抜粋)

ア 外国籍を有する非居住者

- ・「短期滞在」、「外交」、「公用」の在留資格を有する者
- ・出入国管理及び難民認定法第十四条から第十八条までに規定する上陸の許可を受けて在留する者

イ 日本国籍を有する非居住者

- ・国内以外の地域に引き続き二年以上住所又は居所を有することを在留証明又は戸籍の附票の写しにより確認がされた者※

※在留証明、戸籍の附票の写しは、免税購入対象者が最後に入国した日から起算して6か月前の日以後に作成されたものにて確認する必要があります。

#### (10) 御来館時のお願い

領事窓口は予約制を採用しています。

[大使館案内 | 在ポルトガル日本国大使館 \(emb-japan.go.jp\)](https://emb-japan.go.jp)

領事手数料は、窓口で現金のみの取り扱いとなっています。御来館に際し、お釣りのないようには御準備ください。